犬山市狩猟免許取得費等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この訓令は、鳥獣による農作物への被害の防止を目的とする捕獲（以下単に「捕獲」という。）のために必要な狩猟免許の取得に要する費用に対し、予算の範囲内で交付する犬山市狩猟免許取得費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和５６年規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

 (1)　市内に住所を有する者又は自己が所有し、若しくは利用権等の

設定により耕作する市内の農地を有する者

 (2)　犬山市鳥獣被害防止計画に基づく捕獲を実施することが見込ま

れる者

　（補助事業等）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

　（交付の申請）

第４条　補助金に係る規則第４条の申請は、市長が別に定める期間において犬山市狩猟免許取得費等補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1)　有害鳥獣捕獲活動計画書（様式第２）

(2)　狩猟免状等狩猟免許試験に合格したことを証する書類

(3)　補助対象経費に係る領収書の写し

(4)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第５条　補助金に係る規則第５条第１項の通知は、犬山市狩猟免許取得費等補助金交付決定通知書（様式第３）によるものとする。

　（実績報告）

第６条　補助金に係る規則第１１条の規定に基づく実績報告は、第４条の申請をもってこれに代えるものとする。

　（額の確定）

第７条　市長は、補助金に係る規則第５条第１項の通知をもって補助金の額を確定し、当該通知を受けた者に交付するものとする。

　（交付の請求）

第８条　補助金に係る規則第１２条第３項の請求は、犬山市狩猟免許取得費等補助金交付請求書（様式第４）によるものとする。

　（返還）

第９条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業により取得した狩猟免許が、その有効期間内において取り消され、又は効力を停止された場合は、犬山市狩猟免許取得費等補助金狩猟免許取消等届出書（様式第５）により市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の届出を受理したときは、その内容を審査し、適当でないと認める場合は、当該届出をした者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

３　前項の命令は、犬山市狩猟免許取得費等補助金返還命令書（様式第６）によるものとする。

附　則

１　この訓令は、令和元年６月１日から施行する。

２　この訓令は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業 | 捕獲のための狩猟免許（わな猟免許に限る。）の取得（狩猟免許の有効期間の更新を除く。） |
| 補助対象経費 | 合格した狩猟免許試験に係る次に掲げる経費とする。(1)　狩猟免許申請手数料(2)　狩猟免許申請書に添付するための医師の診断書料(3)　一般社団法人愛知県猟友会等が主催する狩猟免許試験前講習会の受講料及び教材費（直近に受講した講習会に係るものに限る。） |
| 補助率及び補助限度額 | 補助対象経費の額の２分の１（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、１万円を上限とする。 |

様式第１（第４条関係）

犬山市狩猟免許取得費等補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

犬山市長

　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　犬山市狩猟免許取得費等補助金交付要綱第４条の規定により、下記

のとおり申請します。

記

１　補助対象経費

(1)　狩猟免許申請手数料　　　　　　　　　　　　　　円

　(2)　医師の診断書料　　　　　　　　　　　　　　　　円

　(3)　狩猟免許試験前講習会受講料等　　　　　　　　　円

　(4)　合　計　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 　円

２　交付申請額　　　　　　　　　　円

※１の(4)の額×２分の１（千円未満切り捨て）又は１万円のうちいずれか低い額

３　添付書類

　(1)　有害鳥獣捕獲活動計画書（様式第２）

　(2)　狩猟免状等狩猟免許試験に合格したことを証する書類

　(3)　補助対象経費に係る領収書の写し

　(4)　その他市長が必要と認める書類

様式第２（第４条関係）

有害鳥獣捕獲活動計画書

１　有害鳥獣捕獲活動計画

２　有害鳥獣捕獲事業実施の宣誓

　私は、犬山市鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲活動を、上記計画のとおり実施します。

　また、危険及び損害の防止に努め、損害が発生しても、市はその責を負わないことを承知します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

様式第３（第５条関係）

犬山市狩猟免許取得費等補助金交付決定通知書

指令第　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

犬山市長　　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付けで申請があったこのことについて、犬山市狩猟免許取得費等補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　補助金交付の条件

様式第４（第８条関係）

犬山市狩猟免許取得費等補助金交付請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

犬山市長

　　　　　　　　　　　　　請求者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　犬山市狩猟免許取得費等補助金交付要綱第８条の規定により、下記

のとおり請求します。

記

１　請求額　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 農 協銀 行 　支店金　　庫 |
| 口座種別 | 普通　・　当座　・　その他（　　　　） |
| 口座番号 |  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）口座名義人 |  |

様式第５（第９条関係）

犬山市狩猟免許取得費等補助金狩猟免許取消等届出書

犬山市長

　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　年度において犬山市狩猟免許取得費等補助金の交付を受けて取得した狩猟免許について取消し（効力の停止）がされたので下記のとおり届け出ます。

記

１　取消し（効力の停止）がされた年月日

　　　　　　年　　　月　　　日

２　取消し（効力の停止）がされた事由

様式第６（第９条関係）

犬山市狩猟免許取得費等補助金返還命令書

第　　号

年　　月　　日

　　　　 　　様

犬山市長

　犬山市狩猟免許取得費等補助金交付要綱第９条第２項の規定により、下記のとおり命令します。

記

１　返還命令額　　　　　　　　　　円

２　返還期日　　　　　　　　　　年　　月　　日

３　理由